（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「航空幕僚長」の下に「、陸上総隊司令官」を加える。

第六条の二十第二項の表三の項中「方面総監」を「陸上総隊司令官　方面総監」に改める。

第十二条第五項中「又は百分の十二・三七五」を「、百分の十二・三七五又は百分の六・八七五」に改める。

別表第三航空幕僚監部の項の次に次のように加える。

陸上総隊司令部	幕僚長	一種

別表第三中央即応集団司令部の項を削り、同表研究本部の項を次のように改める。

教育訓練研究本部	教育訓練研究本部長	一種

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第三条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　陸上総隊司令官

附　則

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年三月二十七日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
防衛大臣　小野寺五典

告　示

○内閣府告示第四十四号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年二月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十七年内閣府告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

（「次のように」は、省略し、その関係書類を内閣府子ども・子育て本部に備え置いて縦覧に供するとともに、内閣府のホームページにより公表する。）

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十九年度における特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定について適用する。

○消費者庁告示第一号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第一項の規定に基づき、別表に掲げる者を適格消費者団体として認定をしたので、同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

平成三十年二月九日

消費者庁長官　岡村　和美

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定をした日
特定非営利活動法人消費者支援群馬ひまわりの会	群馬県桐生市相生町三丁目120番地6	群馬県桐生市相生町三丁目120番地6	平成三十年二月五日

○総務省告示第五十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月九日

総務大臣　野田　聖子

一　名　称　平成二十九年度日米豪共同訓練等（グアム）実施部隊（航空自衛隊航空支援集団）

二　国外派遣期間　平成三十年二月十日から平成三十年三月七日まで

三　派遣人数（概数）　百人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国グアム準州及び北マリアナ諸島自治連邦区並びにそれら周辺海空域

○財務省告示第四十六号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十九年十二月財務省告示第三百四十八号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年二月九日

財務大臣　麻生　太郎

百二十二中「一〇〇ウギアにつき本邦通貨三一二円」を「一〇〇ウギアにつき本邦通貨三一二円」に改める。

○農林水産省告示第三百二十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年二月九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

1　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1	品種登録の番号　第26562号
2	品種登録の年月日　平成30年2月9日
3	登録品種の属する農林水産植物の種類　Actinidia Lindl.
4	登録品種の名称　にじ太郎（たろう）
5	育成者権の存続期間　30年
6	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所　静岡県静岡市葵区追手町9番6号
7	出願公表の年月日　平成27年3月2日
1	品種登録の番号　第26563号
2	品種登録の年月日　平成30年2月9日
3	登録品種の属する農林水産植物の種類　Actinidia Lindl.
4	登録品種の名称　静岡（しずおか）ゴールド
5	育成者権の存続期間　30年
6	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所　静岡県静岡市葵区追手町9番6号
7	出願公表の年月日　平成27年1月19日
1	品種登録の番号　第26564号
2	品種登録の年月日　平成30年2月9日
3	登録品種の属する農林水産植物の種類　Citrus unshiu Marcow.
4	登録品種の名称　長崎果研原口（ながさきかけんはらぐち）1号（ごう）
5	育成者権の存続期間　30年
6	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所　長崎県長崎市江戸町2番13号
7	出願公表の年月日　平成28年6月28日